

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分)			(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分)	
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者 (性別・年齢) 人			死者の生じた理由		
	負傷者	重症 中等症 軽症	人 人 人			
建物の概要	構造 階層			建築面積 延べ面積		
焼損程度	焼損棟数	全半 部分焼	焼棟 焼棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 m <sup>2</sup>
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部 (署) 台 人 消防団 台 人 その他 人					
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の 設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

- 事故名
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ( )		物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ( )			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等	人 ( 人
			重症	人 ( 人
			中等症	人 ( 人
			軽症	人 ( 人
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 使用停止命令		月 日 時 分	
	出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
	事 業 所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
		消防本部 (署)	台	
		消 防 団	台	
		海 上 保 安 庁	人	
	自 衛 隊	人		
	そ の 他	人		
火の発生状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人
	計 人	重症	人（ 人
	不明 人	中等症	人（ 人
		軽症	人（ 人
救助活動の有否			
受救者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、発知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)



区 分		被 害	災 害 對 策 部 況	都 道 府 県	市	町	村			
公 立 文 教 施 設	千円							災 害 對 策 部 況		
農 林 水 産 業 施 設	千円									
公 共 土 木 施 設	千円									
そ の 他 の 公 共 施 設	千円									
小 計	千円									
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体									
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 害 對 策 部 況	災 害 對 策 部 況	市	町	村			
	林 業 被 害	千円								
	畜 産 被 害	千円								
	水 産 被 害	千円								
	商 工 被 害	千円								
			計				団体			
	そ の 他	千円						消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
被 害 総 額	千円							消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 . 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・ 避難の勧告・指示の状況</li> <li>・ 避難所の設置状況</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・ 災害ボランティアの活動状況</li> </ul>									

※被害額は省略することができるものとする。

#### 4 危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧

※ 下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

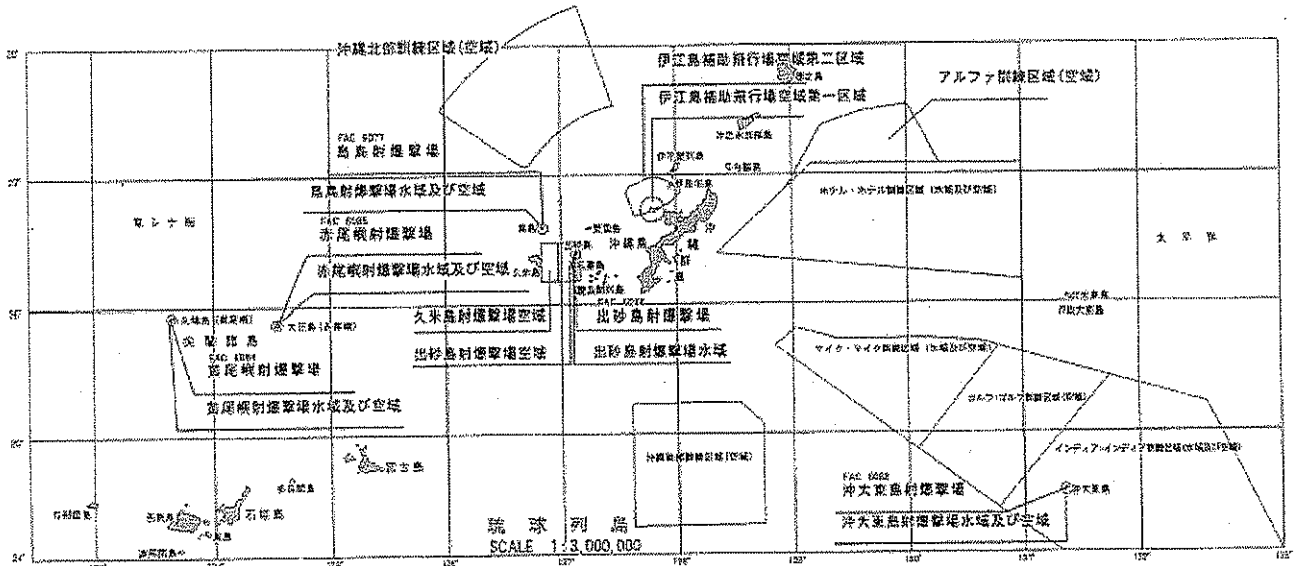
- 1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- 2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- 3号 所在場所の変更又はその廃棄

※ 下欄の○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第203号）第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合） 毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの	○	○	○
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の取去を命ずること。	火薬類取締法第45条		
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。	高圧ガス保安法第39条		
薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（薬事法施行令第15条の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○
備考	1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。			

## 5 沖縄周辺の米軍訓練空域・水域

【沖縄周辺の米軍訓練空域・水域図】



(1) 米軍訓練水域一覧

区域名 (陸上施設関連水域)	領海等 区分	面積 (km <sup>2</sup> )	区域名 (海上演習場)	領海等 区分	面積 (km <sup>2</sup> )
1 北部訓練場	領海	1.21	1 伊江島補助飛行場	領海	26.90
2 奥間レスト・センター	領海	0.15	2 鳥島射撃場	領海	96.89
3 慶佐次通信所	領海	2.56	3 出砂島射撃場	領海	42.87
4 キャンプ・シュワブ	領海	115.10	4 久米島射撃場	領海	10.78
5 辺野古弾薬庫	領海	0.90	5 黄尾嶼射撃場	領海	0.35
6 キャンプ・ハンセン	領海	0.22	6 赤尾嶼射撃場	領海	269.21
7 金武レッド・ビーチ訓練場	領海	1.88	7 沖大東射撃場	領海	268.10
8 金武ブルー・ビーチ訓練場	領海	2.98	8 ホテル・ホテル訓練区域	領海 公海	20,842.89
9 天願核橋	領海	6.25	9 インディア・インディア訓練区域	領海 公海	23,399.10
10 キャンプ・コートニー	領海	1.47	10 マイク・マイク訓練区域	公海	9,512.65
11 トリイ通信施設	領海	0.21			
12 嘉手納飛行場	領海	0.48			
13 泡瀬通信施設	領海	1.13			
14 ホワイト・ビーチ地区	領海	323.69			
15 牧港補給地区	領海	0.12			
16 那覇港湾施設	内水	0.14			
17 陸軍貯油施設	領海	0.98			
18 浮原島訓練場	領海	1.96			
19 津堅島訓練場	領海	9.45			
計(19水域)		470.88	計(10水域)		54,469.74
水域(陸上・海上)		合計29			54,940.62km <sup>2</sup>

(2) 米軍訓練空域一覧

区域名	領空等 区分	面積 (km <sup>2</sup> )	区域名	領空等 区分	面積 (km <sup>2</sup> )
1 伊江島補助飛行場	領空 公空	1,025.89	11 アルファ訓練区域	公空	4,219.79
2 鳥島射撃場	領空	269.25	12 ゴルフ・ゴルフ訓練区域	公空	12,023.27
3 出砂島射撃場	領空	506.88	13 沖縄北部訓練区域	公空	10,627.93
4 久米島射撃場	領空	368.64	14 沖縄南部訓練区域	公空	11,487.00
5 黄尾嶼射撃場	領空	0.35	15 北部訓練場	領空	77.95
6 赤尾嶼射撃場	領空	269.25	16 キャンプ・シュワブ	領空	135.76
7 沖大東射撃場	領空	269.25	17 キャンプ・ハンセン	領空	51.41
8 ホテル・ホテル訓練区域	領空 公空	20,842.89	18 キャンプ・コートニー	領空	2.82
9 インディア・インディア訓練区域	領空 公空	23,399.10	19 キャンプ・マクトリアス	領空	0.38
10 マイク・マイク訓練区域	公空	9,512.65	20 ホワイト・ビーチ地区	領空	325.27
空域		合計20			95,415.73km <sup>2</sup>